

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

保健福祉課

### 【告示】

（県例規集登載）

○ 指定居宅サービス事業者の指定

長寿社会課

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

〃

○ 指定居宅介護支援事業者の指定

〃

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

〃

○ 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更

〃

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

〃

○ 土地改良区清算人の退任届

〃

○ 二級建築士の免許の取消し

〃

○ 安全運転管理者等講習の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人等の認定の審査

〃

○ 指定自動車教習所職員講習の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人等の認定の

〃

### 【公安委員会】

○ 安全運転管理者等講習の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人等の認定の審査

〃

○ 指定自動車教習所職員講習の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人等の認定の

〃

○ 交通安全講習の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人等の認定の

〃

## 目次

担当課（室）

### 審査

○ 仮免許試験補助事務の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人の認定の審査

○ 取得時講習の委託に係る岡山県公安委員会

○ 高年齢講習、認知機能検査等の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人の認定の

審査

○ 高年齢講習、認知機能検査等の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人の認定の

審査

○ 高年齢講習、認知機能検査等の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人の認定の

審査

〃

〃

〃

◎岡山県規則第四十五号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

「避難所の設置は、学校、公民館等の既存の建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を

利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を

設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方

法により実施する。

避難所での生活が長期にわたる場合等において

は、避難所に避難している者への健康上の配

慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の

借上げを実施し、これを供与することができる。」

に、「三三〇円」を「三三二〇円」に、

別表第一(一)の項1中  
「避難所の設置は、学校、公民館等の既存の建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋又は天幕を設置することにより実施する。」

「冬季（十月から三月まで）については、知事が別に定める額を加算する。

高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、

避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを收容する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な

当該地域における通常の実費を加算できる。

「福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）

であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするも

の供与する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域

において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算す

ることができる。」

2 応急仮 設住宅	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設し供与するも	建設型仮設住宅は、災害発生の日から二十日	建設型仮設住宅の設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五、五一六、〇〇〇	同 右
-----------------	--	----------------------	--	-----

<p>の（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間の賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p>	<p>以内に着工し、速やかに設置しなければならないならば、供与することができず、供与する期間</p>	<p>円以内とする。</p> <p>建設型仮設住宅の供与の終了に伴う当該建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該建設型仮設住宅が供与された地域における実費とする。</p>
<p>建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p>	<p>は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一</p>	<p>借上型仮設住宅の借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間の賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして地域の実情に応じた額とする。</p>
<p>建設型仮設住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるところによる。</p>	<p>号）第八十五条第三項又は第四項の規定による</p>	
<p>建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、五十戸未満の場合においても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。</p>	<p>借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間の賃貸住宅を借り上げ、</p>	
<p>福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置することができる。</p>	<p>提供しなければならず、供与することができる期間</p>	
<p>借上型仮設住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型仮設住宅に準ずるものとする。</p>	<p>期間は、建設型仮設住宅と同様の期間とする。</p>	

「ロ 住家に被害を受け、炊事ができない者

別表第一(二)の項1中 ハ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難す

る必要がある者

「ロ 住家に被害を受け、又は災害により現に炊

事することができない者

に改め、「。ただし、ハの場合は、この期間内に三日

分以内を現物支給することができる」を削り、「一、一一〇円」を「一、一三〇円」に改め、同表(三)の項中「船舶の遭難」を「全島避難」に、「喪失し、又は損傷し」を「喪失又は

損傷等により使用することができず」に、「五五、〇〇〇円」を「五四、九〇〇円」に、「六四、三〇〇円」を「六四、二〇〇円」に、「五三、〇〇〇円」を「五二、九〇〇円」に、

「八〇、九〇〇円」を「八〇、八〇〇円」に改め、同表(六)の項中「五七六、〇〇〇円」を「五七四、〇〇〇円」に改め、同表(八)の項中「により学用品を喪失し、又は損傷し」を「に

よる喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、七〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一

〇〇円」に改め、同表(九)の項中「二二〇、四〇〇円」を「二二〇、二〇〇円」に、「二六八、三〇〇円」を「二六八、一〇〇円」に改め、同表(十)の項中「二世帯当たり 一三四、八

〇〇円」を「市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が一三五、一〇〇円」に改め、同表(十一)の項中「避難」を「避難に係る支援」に改める。

別表第二中「二〇、一〇〇円」を「一九、三〇〇円」に、「一五、七〇〇円」を「一五、九〇〇円」に、「一六、一〇〇円」を「一五、八〇〇円」に、「一九、九〇〇円」を「二〇、

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成29年11月7日 岡山県公報 第11938号

◎岡山県告示第五百三十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成二十九年十一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

なないろデイサービス

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町上笠加二九二一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社てのひらの家

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町上笠加二八五番地八

三 指定年月日

平成二十九年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇一〇四六

五 サービスの種類

通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護なないろ

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町上笠加二九二一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社てのひらの家

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町上笠加二八五番地八

三 指定年月日

平成二十九年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇一〇三八

五 サービスの種類

訪問介護

# 平成29年11月7日 岡山県公報 第11938号

## ◎岡山県告示第五百三十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十九年十一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

訪問介護ステーションいぶき

#### 2 所在地

岡山県美作市川北一〇八九番地

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人幸輝会

#### 2 所在地

岡山県岡山市中区国府市場九八五番地一

### 三 指定年月日

平成二十九年十月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇八九一

### 五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

平成29年11月7日 岡山県公報 第11938号

◎岡山県告示第五百三十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十九年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所 蛭流荘

2 所在地

岡山県美作市湯郷九〇三番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人光風福祉会

2 所在地

岡山県美作市湯郷九〇三番地

三 指定年月日

平成二十九年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七七〇〇九〇九

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランすずらん

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町上笠加一四五番地六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社行雲社



平成29年11月7日 岡山県公報 第11938号

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町上笠加一七一番地五

三 指定年月日

平成二十九年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇一〇二〇

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第五百三十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年十一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護事業所楽々園

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町北池一六九番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人センチュリー岡山

2 所在地

岡山県岡山市東区下阿知一一八〇番地

三 廃止年月日

平成二十九年十月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇八七三

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

◎岡山県告示第五百三十八号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、平成二十九年十一月六日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十九年十一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市北畝四丁目一番四三号	所在地	売りさばき人	変更後の売りさばき場所
倉敷かさや農業協同組合福田支店 支店 長 小倉 伸二	名称及び代表者の氏名		

〔四六八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年十月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人菜のはな

三 代表者の氏名

藤岡タキコ

四 主たる事務所の所在地

倉敷市児島赤崎四丁目八番二四号

五 定款に記載された目的

この法人は、倉敷市並びに周辺市町村の高齢者及び障害者に対して、在宅訪問介護等の介助支援事業を行い、心豊かな社会生活を送る手助けを推進し、広く地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

# 平成29年11月7日 岡山県公報 第11938号

〔四六九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があつた。

平成二十九年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 土地改良区の名称

長船土地改良区

## 二 退任清算人

退任清算人氏名	住 所
藤原 和正	瀬戸内市長船町牛文二七九
堤 幸彦	磯上三七七
浦上 一	〃 一〇六三
雪吉 誠	福里三〇〇
高原 峯夫	磯上一七六五―二
大内 貞義	牛文六五六
小野田健二	飯井二三二三
山本 善雅	土師八〇九
日下 光男	磯上一六一五
久山 晃	牛文七六七
近藤 吉徳	磯上二四三四
太田 正明	牛文一五九〇―二
入江 章雅	〃 四九三

〔四七〇〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成二十九年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成二十九年十月三十一日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

須田 允夫 二級建築士 第五八九八号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

〔四七一〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成二十九年十一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成二十九年十月三十一日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

坪井 茂樹 二級建築士 第四〇六二号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

◎岡山県公安委員会告示第七十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条の二第三項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条の三の規定により、安全運転管理者等講習の委託に関し、当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成二十九年十一月七日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

安全運転管理者等講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第百八条の二第一項第一号に掲げる安全運転管理者等に対する講習

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

(2) 法人にあつては、次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと（法人でない者にあつては、これに準ずるものとする。）。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者



ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めると足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 県内に事務所又は営業所(以下「事務所等」という。)を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険(これらに相当する他の保険制度を含む。)に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に記載されていること。

(7) 岡山県収入証紙条例(昭和三十九年岡山県条例第二十一号)第五条第一項の規定により知事から指定を受けた売りさばき人であり、本件業務の履行場所に売りさばき場所を確保することができること。

## 2 設備要件

本件業務を行うために必要な資機材を本件業務の履行場所に調達することができること。

## 3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者(以下「管理責任者」という。)を配置することができること。

(2) 安全運転管理者等の講習に関する規程(昭和四十七年岡山県公安委員会規程第三号)に定めるところにより、講習を行うために必要な人数の講習指導員を本件業務の履行場所に配置することができること。

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする者は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

- ア 法人にあつては、役員の氏名及び住所を記載した名簿
  - イ 法人にあつては、役員が三(一)(二)の要件を満たしていることを誓約する書類
  - ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）
  - エ 三(一)(五)の要件を満たしていることを誓約する書類
  - オ 事務所等の所在地等を記した書類
  - カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の略歴等を記載した名簿（いずれも申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）
  - キ 申請時において管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類
  - ク 本件業務に係る資機材の調達に係る書類
- (2) 申請者の様式による書類
- ア 法人にあつては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
  - イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）
  - ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類
  - エ 岡山県収入証紙の売りさばき人の指定書の写し等
  - オ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程
  - カ 法人でない者にあつては、その他岡山県公安委員会が必要と認める書類
- (3) 官公庁所定の証明書又はその写し
- ア 法人にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）
  - イ 法人にあつては、役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）
  - ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未

納の税額がないことに係る証明書)

エ 三1(6)に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等

オ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

平成二十九年十一月十三日から平成三十年一月十六日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目二番六号  
岡山県警察本部交通部企画課

4 提出方法

3の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成二十九年十一月七日から平成三十年一月九日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部企画課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四3の場所（郵便番号七〇〇一八五一一）に請求すること（平成三十年一月五日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成三十一年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目二番六号

岡山県警察本部交通部企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇（内線五〇一三）

◎岡山県公安委員会告示第百七十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条の二第三項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条の三の規定により、指定自動車教習所職員講習の委託に関し、当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成二十九年十一月七日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

指定自動車教習所職員講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第百八条の二第一項第九号の規定による指定自動車教習所の職員に対する講習

2 実施場所

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県運転免許センター

3 委託予定期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

(2) 法人にあつては、次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと（法人でない者にあつては、これに準ずるものとする。）。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの  
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 県内に事務所又は営業所(以下「事務所等」という。)を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険(これらに相当する他の保険制度を含む。)に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法(平成十四年法律第五百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に記載されていること。

(7) 岡山県収入証紙条例(昭和三十九年岡山県条例第二十一号)第五条第一項の規定により知事から指定を受けた売りさばき人であり、本件業務の履行場所に売りさばき場所を確保することができること。

(8) 法第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所を設置する者又はこれらの者を構成員とする者であること。

## 2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達することができること。

## 3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者(以下「管理責任者」という。)を配置することができること。

(2) 指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習に関する規程(昭和四十七年岡山県公安委員会規程第四号)に定めるところにより、講習を行うために必要

な人数の講習指導員（本件業務の実施に必要な資格、能力等を有する者に限る。）を本件業務の履行場所に配置することができること。

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする者は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 法人にあつては、役員の名簿及び住所を記載した名簿

イ 法人にあつては、役員が三(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 三(5)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の略歴等を記載した名簿（いずれも申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

キ 申請時において管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る施設及び教材の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 法人にあつては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 岡山県収入証紙の売りさばき人の指定書の写し等

オ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

カ 法人でない者にあつては、その他岡山県公安委員会が必要と認める書類

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 法人にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 法人にあつては、役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 三1(6)に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等

オ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

平成二十九年十一月十三日から平成三十年一月十六日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

3 提出場所

岡山市北区御津中山四四番地三  
岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

4 提出方法

3の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成二十九年十一月七日から平成三十年一月九日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼った



もの)を同封して、四3の場所(郵便番号七〇九―二九二)に請求すること(平成三十年一月五日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成三十一年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話(〇八六)七二四―二二〇〇(内線五二〇)

◎岡山県公安委員会告示第百八十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条第一項及び  
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十一条の四の二の規定によ  
り、仮免許試験補助事務の委託に関し、当該事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能  
力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成二十九年十一月七日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務  
仮免許試験補助事務

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第八十九条第一項の規定による免許申請書の受理、法第九十二条第一項に規定  
する運転免許証の作成及び交付並びに法第九十七条第一項第一号及び第三号に掲げ  
る事項について行う運転免許試験の事務のうち、仮運転免許に係るものの補助に関  
する事務

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とす  
る。

1 組織要件

(1) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又は  
これらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか  
を問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準  
ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする  
法人でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めると足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(2) 県内に事務所又は営業所(以下「事務所等」という。)を有していること。

(3) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険(これらに相当する他の保険制度を含む。)に係る保険料を滞納していないこと。

(4) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

## 2 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者(以下「管理責任者」という。)を配置することができること。

(2) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

## 四 認定の審査に係る手続

### 1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 役員が三1(1)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等(保険料の未納額がないことに係る証明書等)

エ 三1(4)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者の略歴等を記載した名簿（申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

(2) 申請者の様式による書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出書類の特例

認定の審査に係る申請を行う法人が法第九十九条第一項の規定による指定自動車教習所の指定を受けている場合にあつては、所定の認定審査申請書のほか、1(1)ウ及び(3)ウに掲げる書類の提出をもって足りることとする。

3 提出期間

平成二十九年十一月十三日から平成三十年一月十六日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

4 提出場所

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

5 提出方法

4の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成二十九年十一月七日から平成三十年一月九日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四4の場所（郵便番号七〇九―二一九二）に請求すること（平成三十年一月五日までの消印のあるもの限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成三十一年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 その他

この審査により認定した法人について、当該認定の後、七の認定の有効期間内に指定自動車教習所における免許の種類追加の指定が行われたときその他現に認定した本件業務以外のものについて必要かつ適切な組織及び能力があると認められる新たな事情が生じたときは、その法人からの申出により、当該新たな事情に基づく認定の審査を行うことがある。

九 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四―二二〇〇（内線五二〇）

◎岡山県公安委員会告示第百八十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条の二第三項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条の三の規定により、取得時講習の委託に関し、当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成二十九年十一月七日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務  
取得時講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第百八条の二第一項第四号から第八号までに掲げる講習（岡山県運転免許センターにおけるものを除く。）

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

(2) 法人にあつては、次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと（法人でない者にあつては、これに準ずるものとする。）。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 県内に事務所又は営業所(以下「事務所等」という。)を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険(これらに相当する他の保険制度を含む。)に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

## 2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達することができること。

## 3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者(以下「管理責任者」という。)を配置することができること。

(2) 次に掲げる規程に定めるところにより、本件業務(二一の講習のうち、認定を受けようとするものに限る。)の実施に必要な資格、能力等を有するものとして講習を行うために必要な人数の講習指導員を本件業務の履行場所に配置することができること。

ア 大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習及び第一種免許に係る応急救護処置講習に関する規程(平成六年

岡山県公安委員会規程第三号)

イ 第二種免許を受けようとする者に対する講習に関する規程(平成十四年岡山

県公安委員会規程第八号)

ウ 原付講習に関する規程(平成四年岡山県公安委員会規程第五号)

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする者は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 法人にあつては、役員の名簿に記載した名簿

イ 法人にあつては、役員が三(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等(保険料の未納額がないことに係る証明書等)

エ 三(5)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の略歴等を記載した名簿(いずれも申請時において確保している者(申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。)に限る。)

キ 申請時において管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る施設等の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 法人にあつては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表(申請時の直近年の決算報告)

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

オ 法人でない者にあつては、その他岡山県公安委員会が必要と認める書類

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 法人にあつては、登記事項証明書(全部事項証明書のうち、履歴事項証明書)

イ 法人にあつては、役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登



記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出書類の特例

認定の審査に係る申請を行う者が法第九十九条第一項の規定による指定自動車教習所の指定を受けている場合にあつては、所定の認定審査申請書のほか、1(1)ウ及び(3)ウに掲げる書類の提出をもつて足りることとする。

3 提出期間

平成二十九年十一月十三日から平成三十年一月十六日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

4 提出場所

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

5 提出方法

4の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成二十九年十一月七日から平成三十年一月九日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四4の場所（郵便番号七〇九―二一九二）に請求すること（平成三十年一月五日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成三十一年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 その他

この審査により認定した者について、当該認定の後、七の認定の有効期間内に指定自動車教習所における免許の種類追加の指定が行われたときその他現に認定した本件業務以外のものについて必要かつ適切な組織、設備及び能力があると認められる新たな事情が生じたときは、その者からの申出により、当該新たな事情に基づく認定の審査を行うことがある。

九 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四―二二〇〇（内線五二〇）

◎岡山県公安委員会告示第百八十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条第一項及び第百八条の二第三項並びに道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十一条の四の二及び第三十八条の三の規定により、高齢者講習、認知機能検査等の委託に関し、当該講習及び検査を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成二十九年十一月七日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

高齢者講習、認知機能検査及び特定任意高齢者講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

- (1) 法第百八条の二第一項第十二号の規定による高齢者講習（法第百一条の七第五項の規定による通知を受けた者に対して行われるものを除く。）
- (2) 法第百八条の二第二項の規定による特定任意高齢者講習
- (3) 法第九十七条の二第一項第三号イ及び第百一条の四第二項に規定する認知機能検査（法第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者に対して行われるものを除く。）

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

1 組織要件

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の法人であること。

- (2) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか

を問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同年以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの  
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めると足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

## 2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達することができること。

## 3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。

(2) 次に掲げる規程に定めるところにより、本件業務の実施に必要な資格、能力等を有するものとして高齢者講習及び特定任意高齢者講習を行うために必要な人数の講習指導員並びに認知機能検査を行うために必要な人数の検査員を本件業務の

履行場所に配置することができること。

ア 特定任意高齢者講習に関する規程(平成十四年岡山県公安委員会規程第九号)  
イ 認知機能検査の運用に関する規程(平成二十九年岡山県公安委員会規程第一号)

ウ 高齢者講習の運用に関する規程(平成二十九年岡山県公安委員会規程第二号)

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 役員が三1(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等(保険料の未納額がないことに係る証明書等)

エ 三1(5)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者並びに本件業務に従事する講習指導員及び検査員の略歴等を記載した名簿(いずれも申請時において確保している者(申請時において、委託開始までに確保している者を含む。)に限る。)

キ 申請時において管理責任者又は必要な講習指導員若しくは検査員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る施設等の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表(申請時の直近年の決算報告)

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

- ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）
  - イ 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）
  - ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）
  - エ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等
- 2 提出書類の特例
- 認定の審査に係る申請を行う法人が法第九十九条第一項の規定による指定自動車教習所の指定を受けている場合にあつては、所定の認定審査申請書のほか、1(1)ウ及び(3)ウに掲げる書類の提出をもつて足りることとする。
- 3 提出期間
- 平成二十九年十一月十三日から平成三十年一月十六日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。
- 4 提出場所
- 岡山市北区御津中山四四番地三  
岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）
- 5 提出方法
- 4の提出場所に持参の上、提出すること。
- 五 認定審査申請関係書類の配布
- 1 配布期間
- 平成二十九年十一月七日から平成三十年一月九日までの間とする。
- 2 配布場所等
- (1) 窓口配布
- 1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。
- (2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四四の場所（郵便番号七〇九―二一九二）に請求すること（平成三十年一月五日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成三十一年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四―二二〇〇（内線五二〇）